



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

上場会社名 新日本理化株式会社
代表者名 取締役社長 藤本万太郎
(コード番号 4406 東証第1部)
問合せ先 取締役管理本部長 石野 淳
(TEL. 06-6202-0624)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 144 回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更につきまして下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能およびコーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、より透明性の高い経営の実現と経営の機動性の向上を図るため、移行を決定しました。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 144 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

- ① 前記 1. に記載のとおり、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ② 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、変更案第 10 条（単元未満株式の買増し）を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。

- ③ 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第32条（社外取締役との責任限定契約）に所要の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ④ その他上記の各変更に伴い、条数等の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容につきましては別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成28年6月29日（水）
定款変更の効力発生日（予定）	平成28年6月29日（水）

以上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (条文省略) (2) (条文省略) (3) (条文省略) <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>第 <u>10</u> 条～第 <u>19</u> 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) <u>次条に定める請求をする権利</u> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第 <u>10</u> 条 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第 <u>11</u> 条～第 <u>20</u> 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 21 条 当社の取締役は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p>② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 22 条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 23 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 23 条～第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第 24 条～第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 5 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 26 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 28 条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して、当会社に保存する。</p>	<p>第 27 条～第 28 条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 29 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 30 条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名して、当会社に保存する。</p>
<p>第 29 条～第 30 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 31 条～第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 33 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 32 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、7 0 0 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第 33 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>決議によって定める。</p> <p>(<u>非業務執行取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 34 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の権限)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任期)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内</u> <u>に終了する事業年度のうち最終のものに</u> <u>関する定時株主総会の終結の時までとす</u> <u>る。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補</u> <u>欠として選任された監査役の任期は、退</u> <u>任した監査役の任期の満了する時まで</u> <u>とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(補欠監査役の選任)</u></p> <p>第 36 条 <u>当社は、法令または本定款に定</u> <u>める監査役の員数を欠いた場合に備えて、</u> <u>株主総会において監査役の補欠者をあら</u> <u>かじめ選任することができる。</u></p> <p>② <u>補欠監査役の選任方法は第 3 4 条</u> <u>第 2 項を準用する。</u></p> <p>③ <u>補欠監査役の選任にかかわる決議の</u> <u>効力は、選任後 1 年以内に終了する事業</u> <u>年度のうち最終のものに関する定時株</u> <u>主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査役会は、その決議によって常</u> <u>勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によっ て、<u>監査等委員の中から常勤の監査等委員</u> <u>を選定することができる。</u></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 38 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 5</u> <u>日前までに各監査役に対して発する。ただ</u> <u>し、緊急の必要があるときは、この期間を</u> <u>短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集</u> <u>の手続を経ないで監査役会を開催する</u> <u>ことができる。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 37 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日 の 5 日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発 する。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、</u> <u>招集の手続を経ないで監査等委員会を</u> <u>開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p>第 <u>39</u> 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会議事録</u>)</p> <p>第 <u>40</u> 条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名して、当会社に保存する。</u></p> <p>(<u>監査役会規則</u>)</p> <p>第 <u>41</u> 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(<u>報酬等</u>)</p> <p>第 <u>42</u> 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 <u>43</u> 条 <u>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、7 0 0 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>44</u> 条～第 <u>45</u> 条 (条文省略)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p>第 <u>38</u> 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会議事録</u>)</p> <p>第 <u>39</u> 条 <u>監査等委員会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名して、当会社に保存する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p>第 <u>40</u> 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>41</u> 条～第 <u>42</u> 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 46 条～第 49 条 (条文省略)	第 43 条～第 46 条 (現行どおり)

以上